

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号				
不利益処分の種類	温泉のゆう出路の増掘に係る許可に係る現状回復命令	根拠条項	第11条第2項				
処分基準	<p>1 土地の掘削許可（温泉法第3条第1項の許可）に係る増掘が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該増掘が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。許可を受けないで温泉のゆう出路を増掘した者に対しても、同様とする。（温泉法第11条第2項で準用する同法第10条）</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO